

国立病院機構盛岡病院における宿舎借上公募の公示

国立病院機構盛岡病院(以下、「当病院」という。)は、職員の労働環境整備の一環として、当病院敷地外に職員宿舎の借り上げを計画しています。

この職員宿舎は、民間事業者(以下、「事業者」という。)より、宿舎を借り上げ、職員の宿舎利便性を確保することにより、病院運営の安定化を図ることを目的としています。

つきましては、職員宿舎の借り上げを公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書を提出願います。

平成29年 2月10日

国立病院機構盛岡病院
院長 菊池 喜博

1. 事業概要

(1) 事業名 国立病院機構盛岡病院宿舎の借り上げ事業

(2) 事業内容

事業者は、当病院の近隣約5km以内の管理、所有している宿舎を、職員のための宿舎として運営・維持管理等を実施する。

(3) 借り上げ期間

平成29年 4月 1日～平成31年 3月31日とする。

(4) 借り上げ戸数等

1戸 80㎡程度(3LDK)

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 十分な賃貸住宅の供給実績があること。
- ② 法人等の財務状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。

(2) 企画書を特定するための評価基準

- ① 企画書の提出者の能力
同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
- ② 企画建築物の能力

建築物の構造、外装、内装、居室設備及び共有部分の仕様内容並びに基準家賃等

③ 維持管理能力

住戸部分の定期補修、定期点検、定期清掃、緊急時対応及び退去管理等

④ 事業者からの提案

宿舎の安全性、宿舎と病院との距離、宿舎の設備内容

(3) 見積書の記載方法

見積価格は家賃、共益費、各種手数料の総額(消費税込)とする。
(敷金、礼金がある場合は、これに含めること。)

(4) 評価基準の方法

評価方法は別添「国立病院機構盛岡病院における宿舎借り上げ事業評価基準」のとおり

(5) 事業者決定の方法

提出された企画書を上記(4)に基づき評価し、併せて予定価格内の見積書を提出した者のうちから、見積価格を上記(4)に基づき評価し、企画書の評価点数と見積書の評価点数の合計点数が最も高い者を第一交渉権者に決定する。

3. 手続等

(1) 担当課

〒020-0133 岩手県盛岡市青山1丁目25番1号
国立病院機構盛岡病院 事務部 企画課
TEL 019-647-2195(代表)
FAX 019-646-1195

(2) 説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 平成29年 2月10日(金)～2月28日(火)まで(土日除く)
- ② 交付場所 上記(1)に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

- ① 登録期限 平成29年 2月28日(火)17時00分
- ② 登録場所及び方法
上記(1)に同じ 別紙「応募申込書」を持参又は郵送(書留)

(4) 企画書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 平成29年 2月28日(火)17時00分
- ② 提出場所及び方法 上記(1)に同じ 持参又は郵送(書留)

(5) 見積書の開封日時、場所

- ① 日時 平成29年 3月 1日(水)11時00分
- ② 場所 独立行政法人国立病院機構盛岡病院 第三研修室
- ③ その他

見積書の開封は企画書を提出した事業者立ち会いの下で実施する。
なお、開封に立ち会えない場合は、契約に直接関係しない当病院職員を立ち会わせて実施する。その場合は、後刻結果を通知する。

4. その他

- (1)虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書は無効
- (2)契約書作成の要否……要
- (3)企画書のヒアリング……必要に応じて実施する
- (4)関連情報を入手するための窓口……上記3(1)に同じ
- (5)詳細は、「国立病院機構盛岡病院宿舎借上説明書」による